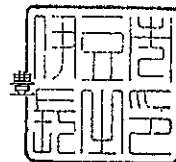


伊豆市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260号第1項の規定により、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から大字佐野字上仲沢の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成23年2月10日

伊豆市長 菊地



大字佐野字上仲沢に編入する区域

大字佐野字下仲沢124の2、124の6